

原子力規制委員会記者会見録

日時：令和元年12月4日（水）

場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室

対応：更田委員長 他

< 質疑応答 >

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いします。

マルヤマさんからお願いします。

記者 TBSのマルヤマです。よろしくお願いします。

最後のトピックスのところの一つお伺いしたいのですけれども、11月28日の福島第一の1、2号機の排気塔からの漏えいの件について、委員長は法令報告をとるような事態ではなかったのではないかみたいな発言をされていたのですけれども、この間あった事故の分析検討会でもベントのことがすごく話題になっていて、おそらく東京電力としては、放射線レベルがまだ高い排気塔の中を通った雨水がたまっていたのが漏えいして、なおかつそれがどこにいったのかわからないということで法令報告してきたのだと思うのですけれども、私も個人的には法令報告した方がいい事態なのではないかなと思ったのですが、そのあたりは、その理由をもう少し詳しく伺えると。

更田委員長 まず、情報は発信されるべきであるし、報告はされるべきなのですから、法令報告というスキームに乗せることの是非を、というのは、現場にしてみると、法令報告という形をとるのか、そうでないのかという判断が入って、むしろ1Fの場合は、あらゆる情報が伝えられた方が好ましいのですね。法令報告に該当するか、該当しないかなどと考えているよりも、直接的な情報を発信することが大事だし、規制当局に伝えることが大事で、法令報告って、ある意味、かた苦しいと言えばかた苦しくて、放射線管理区域で想定をしてない放射性物質の漏えいがあったときに、量に応じて、それが法令報告になったり、ならなかったりですけれども、そもそも漏えいの管理が、漏えいさせてはいけないという管理になっているかということ、今、福島第一原子力発電所の中にはさまざまな状態があって、いわゆる普通の施設における管理のようなものができているところと、できていないところがあるわけなのです。ですから、通常の事故を起こしていない施設と同じようなルールの感覚でもって福島第一原子力発電所を監視しようとすると、実態と離れたような情報の発信の仕方になってしまうので、東京電力福島第一原子力発電所に関しては、やはりもっと柔軟な対応がとられてしかるべきだし、漏えい量の推定であるとか、そういったものも、どうしても1Fの場合は幅が出てきますので

ね。ですから、通常の発電所であれば法令報告という仕組みをとった方が、より情報の発信が速やかで、かつ詳細になるという傾向は明らかなのだけれども、1Fの場合は必ずしもそれが当てはまるわけでないので、それは工夫の余地があるという意味で発言しました。

記者 後ろ向きというよりは、より前向きな意図という感じですか。

更田委員長 現場で見ると、何か起きたときに法令報告になるか、ならないかって考え込むのですよ。そんなことよりも、むしろありのままを伝えやすくする。現場にとっても発信することに対する抵抗を減らすことが重要なので、今の東京電力福島第一原子力発電所は、これは報告するとか、これは報告しないとか、これは発信するとか、これは発信しないというものではなくて、把握したものは速やかに発信すべき現場なのだから、かえて法令報告に該当する、該当しないというやり方が、むしろ心配をかきたてるだろうし、不信を呼ぶことになりかねないので、私は1Fは1Fなりの、もっと柔軟なやり方があると思っています。

記者 一つ目のトピックスの法令報告はもっと早くすべきだということも含めてのお考えということですか。

更田委員長 そうですね。RHRの場合は安全上重要な機器で、まだ使用済燃料プールには燃料があるにもかかわらず、アウトージのときに報告しなかった。結果的に報告する、しないの判断で悩むところではあるのだろうと思うのですけれども、検査官すら知らされたのは1週間後なので、ここは私は問題にしたいとは思っています。

記者 ありがとうございます。

司会 サイトウさん。

記者 毎日新聞のサイトウです。

関連した質問なのですが、そうすると、法令報告の基準についてなのですから、例えば、瑕疵に基づくものは報告とか、委員長の考える基準のようなものがあれば教えてください。

更田委員長 法令報告は決していわゆる懲罰というか、パニッシュメントのために使っているものではなくて、何か起きたら、それにかかわる情報がきちんとつかめるようにということなので、1Fの場合は前例のないようなことがいろいろ起きるわけだし、それによって影響を受ける現場のありようも通常の施設とは全然違うわけですね。いわば汚染のない状態のところへ汚染物質が出る場合と、もう既からバックグラウンドの高いところへ出ていく場合と。それが正しく伝えられないと、私たちも安全上の意義をはかりかねることになりかねないし、それから、その情報を受ける一般の方にしてみれば、どのくらい心配なことなのか、そうでないのか、そこがはかりがたいと思うのです。ですから、法令報告に該当する、しないの二分化というのは、余り現在の1Fのためにはならないと思っています。

記者 そうすると現場でも困ってしまうと思うのですけれども、それは伴さんが。
更田委員長 実は私たちだけでは決めにくいところがあると思っています。現場の実態というのは、私たちも調べに行っているし、日常的に見てはいるけれども、やはり東京電力が一番現場はわかっているわけだから、それから、報告をする主体の方が、こういうふうに発信をしたいという考えを持ってしかるべきなので、やはり東京電力との間の議論が要るだろうと思っています。彼らだって、より信用されたいであろうし、信頼を回復しようとしているわけなので、どういう発信の仕方というのは東京電力自身も考えるべきなので、これは東京電力との間の議論の一つの大事な題材だと思っています。
記者 ありがとうございます。

司会 それでは、フジオカさん。

記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の議題なのですけれども、免震構造に関する検討チームの設置についてです。原子炉建屋など、ほぼ全ての施設がこれまで耐震設計で施されてきていると思うのですけれども、重要なものについては。今、免震設計を議論していく意味について、委員長、どのようにお捉えですか。

更田委員長 既に一つは、これはまだ審査が進む前に、ある意味、先行する取組として、中国電力は島根原子力発電所に免震構造の緊急時対策所を実際に建設しました。私も、先週ではなくて、その前に視察をしたときに見せてもらいましたけれども、大変立派な装置で、大変立派な施設でした。ただ、その後の議論でSsの引き上げがあったので、特に鉛直地震動にその免震装置が耐え切らないということで、中国電力は新たに耐震構造の緊急時対策所も設置した。だけれども、免震構造、耐震構造、それぞれの長所、短所があって、例えば、耐震構造の基準をクリアできる緊対所を作ったから、免震構造の緊対策所、既に作ってしまったものは要らなくなるかということ、そうではなくて、おそらく90数%の確率で免震構造の方はもつ。さらに例外的なケースだけ使えなくなるから、基準をクリアしないという形ではあるけれども、おそらく多くの地震のケースでは、免震もそのまま使える状態で残るだろうと。そのときに、免震のメリットって、そのときに中にいた人たちは大きな揺れに合わないわけだし、それから、広さ、スペースもあるわけで、有効活用しましょうと、もちろん中国電力も有効活用したいと考えていて、実際、免震構造を使おうというのは事業者にもあったし、さらに言えば、これはまだ審査中ではありますがけれども、中部電力浜岡原子力発電所では、ガスタービン発電機を免震台の上に乗せるという提案をされている。中部電力は東日本大震災以前から免震に関しては割と積極的な会社で、独自に試験をしたりしていますけれども、先ほど申し上げたように、免震、耐震、それぞれのメリット、デメリットはあるけれども、免震を生かすというのも一つの戦術なので、そういった提案がある以上は、それが審査できるようにしておくべきだろうと思っています。

記者 委員長、有効活用、有効利用という表現で言われたと思うのですが、あるものは使えるような状態を目指した方がよいのではないのかという考え方で審査を進めていくということなのでしょうか。

更田委員長 島根に関しては、もうあるわけだから、あるものは使いましょうと。当然、中国電力も使いたいと考えていて、スペース的には、免震、耐震合わせると、設備したもののについて、例えば、応援要員の待機場所等々に関して言うと、非常にスペース的な余裕ができるわけですね。ですから、使えるものを、新しいものを建てたから不要としてしまうのではなくて、やはり有効利用した方がいいだろうと。ただ、審査のプロセスにおいて免震をどう反映させていくか、これは実行可能な容認方法と、かた苦しい言い方をしますけれども、基準をどうやってクリアしようかというパスを考えるのは事業者であって、事業者の中に実際に免震構造を利用したいという提案がある以上は、それを審査する条件を整えておきたいというのがこちらのスタンスですね。

記者 今後になるのですけれども、検討チームが設置されて、審査ガイドが整っていくと。そのとき、安全性は高まる方向に向かうと考えていいのでしょうか。サイト全体のといいますか。

更田委員長 高まるだろうとは思いますが。例えば、多重性を持たせている装置の一方が耐震で、一方が免震だったら、先ほど申し上げたように、それぞれの短所、長所があると申し上げたけれども、説明しやすい具体的な事例が浮かぶわけではないけれども、ただ、免震装置の利用というのは、いくつも応用の道があるだろうとは思っています。

司会 それでは、イワマさん、ヨシノさんの順番でお願いします。

記者 毎日新聞のイワマです。

今日の委員会の内容とは少し違うお話になってしまうのですが、2日ほど前にある新聞のコラムで、原発と訴訟の話について記事が載ってまして、私、東海第二のときにも似たような御質問をさせていただいたことがあるのですが、改めて、審査をしていくと、今、長期化になってきてしまっていて、長期化になればなるほど、経済性の観点から、電力会社から訴訟のリスクも考えられるのではないかと考えているのですけれども、安全審査と訴訟リスクの関連について、どう思われるか。安全審査が長引けば長引くほど、炉がとまった、東海第二のときは審査が間に合うか、間に合わないかでしたけれども、審査が長引けば長引くほど、とまった期間が長いということで、訴訟のリスクがあるのではないかという。

更田委員長 今おっしゃっているリスクというのは、事業者が私たちに訴えるリスクですか。

記者 そうです。

更田委員長 考えたこともないけれども、訴えられれば受けて立つしかないですね。これはこの会見でも何度も申し上げているけれども、審査期間は私たちだけでコントロ

ールできるものでは全くないと。先週、島根原子力発電所を見に行った際に、視察後のぶら下がり取材で、2号機と3号機が同時に合格することはあり得ますかという御質問が出たのですね。仮に私たちが1,000人ではなくて2万人体制で、いくらでも申請来い、いくらでも審査やるよという体制をもし持っていたとしたって、中国電力の方が2号機、3号機の審査を並行させるようなことはとてもできない。審査時間に対して、私たちの人員や資源の問題だけだと捉えられがちだけれども、今、電力会社で、例えば、異なる二つのサイトであるとか、それから、それほど規模の大きくない電力会社だったら、2基、違うタイプの原子炉であるとか、それを同時に審査を受けてくれるのならさせていただきますというところは1社もないです。唯一、関西電力だけが同型炉のPWRであって、PWRに先行例があったということで、高浜と美浜というケースはあったけれども。ですから、審査に要する期間は規制当局だけいじればどうにでもなるものではないので、訴えられてもいないので、こんなことを強調する必要はないのですけれどもね、非常に正直に答えると、リスクとおっしゃったけれども、リスクについては敏感でなければいけない立場なのですけれども、そのリスクに関しては考えたことないですね。

記者 わかりました。ありがとうございます。

司会 それでは、ヨシノさん。

記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

福島第一原発1号機の排気塔についてですけれども、御案内のとおり、装置の刃が食い込んでしまい、110メートルのところを人を持って行って手動で切るということに今なっております。私はずっと1Fの廃止は見ているのですけれども、彼らが鳴り物入りで報道各社に売り込んで、例えば、3号機の燃料交換であるとか、あるいは排気塔の解体であるとか、2年連続、相当つまずいていると。相当現場力が弱っているのかな、どうなのかなと思うのですが、委員長はどのようにお考えでしょうか。

更田委員長 今、例に挙げられた二つ、1、2号機の排気塔の上部からの解体と、それから、3号機の燃料取り出しでは、やや事情が違うように思っています。3号機の使用済燃料プールからの燃料の取り出しに関して言うと、まず、準備を整えるまでの努力というのは、私、東京電力はよくやったと評価しているのです。燃料取扱機を設置するための架台といますか、そういったものの設置等は、線量の高い現場で要員の方がそこにとどまれる時間も短い中で、溶接作業等もあって、大変な工事であったろうと思いますけれども、カバーの設置から、燃料交換機、燃料取扱機の設置のところまでは、本当によくやったと思っています。

その後、つまらないミスがいくつか重なったのですね。電圧間違いなどは皆さん記憶されていると思いますけれども、電圧のセッティングの、海外から持ってきて、国内で確認して、そのときの設定が誤っていた。それから、屋外に置くものであるにもかかわらず、雨水に対する対策がとられていなかったとか、そういったミスがあって、3号機

の使用済燃料取り出しが順調にはいかないではいるのだけれども、ですから、3号機の使用済燃料取り出しについては、すごく頑張ってくれた部分と、つまらないミスが重なった部分が同居しているのだらうと思っています。

一方で、1、2号機のスタック、排気塔の解体の部分というのは、これはやはりなかなか難しいですよ。というのは、そもそも根本部分の線量がとても高いので、張りついているわけにはいかない。ですから、ちょっと離れたところからクレーンで、ただ、クレーンの仰角と長さを読み違えていたから、最初、届かないという話などがありましたけれども、1、2号機のスタックの解体に関しては、甘やかしていいのかと言われるとあれですけども、少しじっくり見てあげる必要はあるだろうとは思っています。

それから、今回は作業員が高所へ行かなければならないということになったので、ここで焦られると、やはり危険につながりますので、まあ、ゆっくりやってもらいたい、作業そのものは余裕を持ってやってもらいたいと思います。1、2号機のスタックの高さを抑えられるかどうかというのは、1F全体の中で心配していたところ、改めて地震に襲われたときの観点から心配していたところではあるのだけれども、そうは言っても、数か月の期間を急ぐ余りに労災事故のようなことがあってはならないので、これはくれぐれも労働安全を考えて、それから、これから季節的にも厳しい時期になりますので、よく考えて、余裕を持った作業計画にしてほしいとは思っています。

記者 それから、もう一つ、これは一切、規制庁、規制委員会自体にかかわりがあるかどうかよくわからないのですけれども、毎週水曜日に委員会があるときに、この建物の正面で反対の集会をやっていらっしゃる方がいらっしゃいます。私は、これは市民の権利であるので、何ら問題ないと思っているのですけれども、それに対してほとんど悪口雑言、ヘイトのような声をかける別の集団というのが、毎週、必ずと言っていいほどやってきて、もう聞くにたえないような悪口雑言を並べるのですね。

一応、警察官はついているのですけれども、何をしてもいいのですけれども、これはどういったことでしょうかね。庁舎管理上の問題もいろいろあるでしょうし、いろいろなことがあるのですが、ちょっと私は聞くにたえない。その場にいるのが、非常に品性の欠けるやり方なので、我慢できないのですけれども、委員長はお聞きになったことはありますか。

更田委員長 まず、水曜日、お昼の時間帯に庁舎の前で意見をおっしゃっている方々については、以前、何回かこの会見でもお尋ねがあって、ある意味、私はああいったやり方というのはフェアだと考えていると前に申し上げただけけれども、自分の身をもって、顔を出して、そして、ルールにのっとって意見を発信される以上、これは、今おっしゃったように、市民の権利だし、むしろフェアなやり方だと思っています。ですから、そのこと自体、規制委員会として何ら申し上げる立場にない。ルールにのっとって、マナーを守る限りにおいて、そういった発信というのは、当然、今おっしゃった言葉をかければ、市民の権利としての正しい行使の仕方だと思っています。

ある時期からか、確かにいつも一つの集まりの方が見えていたのが、二つになっている状況というのは見えていますけれども、実際、余り聞き取れるものではないのですよね。私、庁舎の前へ出ていくのですけれども、庁舎の前でも何をおっしゃっているのかはなかなか聞き取れるものではないので、さらに、両者で随分意見が異なるようであるということぐらいはわかるのですけれども、これはさすがに規制委員会が見解とか介入というような話ではなくて、やはりああいった意見の発信に関しては、ルールにのっとって、マナーを守って行われるべきだと思いますというぐらいですね。

司会 それでは、ヤマグチさん。

記者 プラッツのヤマグチです。

先ほどの話に出ていました先週末行かれた島根の原発なのですが、現場でのぶら下がりに対してコメントされていたのを記憶しているのですが、改めまして、御覧になった感想、あのとき更田委員長は、安全対策も進捗もしっかりと進んでいると、余り問題なさそうだというような御意見だったかと思うのですが、ちょっと振り返られてもう一度お伺いできますでしょうか。

更田委員長 技術的な細部については、まだこれから審査の中できちんと確認をしていくことだろうと思っています。審査にとって、審査期間という観点でもし議論を進めるならば、相当な時間を要するだろうなと考えていたのは、防波堤が接続する地山の安定性の問題なのですけれども、視察に行った際に中国電力から岩盤の上の部分は除きますという説明であったので、そうであれば、非常に長期間かかるのではないかと思われていた審査上の課題が一つ、完全に解決ではないけれども、越えることになるので、これは島根の審査を考える上では大きな変化だろうと思っています。

印象といたしますか、印象では、これはぶら下がりのときも申し上げただけけれども、非常に強く印象に残ったのは、とにかくきれい好きな会社だなと。施設内だけではなく、とにかく至るところがきれいなのです。不要なものが置いていない。それから、物が置いてある、必要な物が置いてある場合はきちりそろっている。しかも、角がそろえて並べてあるという感じですね。

これは会社によって、どこがどうと言うのはふさわしくないけれども、雑然と置くところもあれば、不要なものが仮置きされているところもあれば、いろいろなのですが、あれは何でしょうね、社風なのだと思いますよ。

とてもきれい好きなのだなと思ったのは、私、島根に行くのは4回目か5回目なのだけれども、それでも改めて思ったのは、まだ工事が進行中のところで、土曜日ですから工事が停止しているわけだけれども、工事現場ですら小ざっぱりというか、きれいさっぱりなのです。だから、これは中国電力の考え方なのかもしれないけれども、印象と言われると、とにかくきれい好きな会社だなというのは、現場だなというのは印象を受けました。

当然、これは安全管理の観点からいえば、悪いことではなくて、きちりしているということのあらわれですので、そういった意味では、これはやはり現場に行ってみなければわからないですね。現場のにおい、現場の香りと称するものですが、そういう意味では、きちんとした現場だという印象は受けました。

技術的な内容については、これからまだまだ審査会合で見ていくことになるだろうと思います。

記者 技術的な側面からすると、特に先ほどおっしゃったような、改めて考えなければいけない大きな課題とかいうようなところは、特に取り出して考えるという必要性はなさそうだという意味でしょうか。

更田委員長 同型炉に関して先行事例がありますので、ハードウェアに関して言うと、島根が極めて特徴的というわけではない。それから、地震や津波といった自然ハザードについても、大きな懸念のようなものが現在見えているわけではないのですが、これも視察後のぶら下がりです。申し上げたのですけれども、審査の中で私たちは有効性評価であるとか、重大事故等対策について確認をする際に、重大事故というのは、そもそも決まり切った事故が起きるわけではなくて、本当に複雑な進展をするもので、どう進展するかわからないような事故にどう対処していくかという戦術というか、しっかりした考えを事業者が持っているかどうかということを私たちは審査で見てきています、今まで。それは九州電力でもそうだし、関西電力でも、東京電力でもそういった議論はしてきた。

中国電力にこれから期待をしたいのは、やはりそういった重大事故対策について、自らの考え、私たちはこう取り組むのだ、このように事象の進展についても考えていて、そういった重大事故について、シビアアクシデントについて、しっかり自分の考えを語れるかどうかというのが私は大事だと思っています。

今までの中国電力の審査会合で受けている印象というのは、やはり重大事故対策を自らの考えできちんと語れるかどうかのところをこれからしっかり見ていくのだろうと思っていますので、この点はこれからの審査の一つのポイントになると思っています。

記者 最終的なゴールである設置変更許可に至るまで、現場でも審査の進捗というのは中盤ぐらいかなとおっしゃっていらしたということなのですが、今、振り返られても、半ばという。

更田委員長 まさに半ばだろうと思います。

記者 わかりました。

最後に、もう一つだけ。女川2号が、実質、設置変更許可を受けるという直前に、終わったリソースを他にシフトしていきたいのだということをおっしゃっていらしたのを記憶しております。そのシフト先というのはこの島根2号も入るのでしょうか。それとも、他原子炉の。

更田委員長 これは今、ちょっとなかなか見通しにくいところはあるのですけれども、島根2号機というわけではないです。島根2号機に関しては、既に十分なシフトがなされ

ているので、島根2号機に対して、女川2で審査書案が整ったことをもって、そのリソースを島根2号機へという意味で申し上げたのではなくて、むしろほかのところです。

記者 島根に十分な人員、シフトが整っていると。そのスタッフの方々というのは、島根2を専任、ほかの炉も重ねて見ていられるのですか。

更田委員長 設置変更許可という観点からすれば、多くのメンバーは島根2号機を見ているけれども、ただ、その中には柏崎刈羽6・7号機の審査を担当した者が多く含まれています。リソースという観点からすると、これは非常に細かい話だけれども、これから柏崎刈羽の6・7号機に関しては、工事計画認可のプロセスがあります。柏崎刈羽6・7号機の工事計画認可にかかわる要員と、それから、島根2号機の審査を進めている要員との間にはオーバーラップはあると思っています。

記者 島根2は何人ぐらいのスタッフの方がかかわっているのでしょうか。

更田委員長 これは定義の問題で、数え方の問題なので、ちょっと申し上げにくいのですが。

記者 委員長の定義で結構です。

更田委員長 ちょっとわからない。私の前へ顔を出すのは特定人物なのですよ。だから、ごめんなさい。ちょっとそれはお答えを持っていないな。審査会合後の管理官のぶら下がりでも尋ねてみてもらえるか、あるいは関君が調べておいて、広報室長の会見か何かで。

司会 後で私の方で調べてお伝えいたします。

司会 失礼しました。質問のある方はいらっしゃいますか。カワダさん。

記者 朝日新聞のカワダと申します。

今日の議題5の絡みで、CNOとの意見交換の中で、高経年化の取組について、先方は共通認識とか、規制委の見解ということを求めている、それに対してCNO会議では、更田委員長は、そこについては見通しできないというか、見通せない。この共通認識とか見解を示すということについて、今、どのようにお考えか教えていただけますか。

更田委員長 議論は公開で行うわけだし、そのプロダクトにしても公にするものなので、それを共通認識ととるか。さらに言えば、透明性という観点からすれば、意見の違い、見解の違いがあるのだったら、その見解の違いもそこに示せばいいわけで、最初から共通認識にしましょうというのは、始めてもないのにとという意味で申し上げました。

ちょっと細部に入るとすると、よく議論になる圧力容器鋼材の中性子照射脆化等に関して言えば、どこまでが共通認識でというような程度での認識は作れるだろうと思っています。

ただ、例えば、内部火災に対する防護の考え方であるとか、設計の古さに関して、これはまだ議論を始めているわけではないので、ATENAと、ないしは事業者と私たちの間で共通認識が生まれるかどうかというのは、やってみましょうということに尽きると思

います。

記者 共通認識までいかないまでも、委員会としての見解の方は何か出すのですか。

更田委員長 これは事業者の要望の強いところではあるので、こういった形のものになるか、まだ見通せているわけではありませんけれども、やはり何回か議論の、意見交換の機会を重ねて持つのであれば、こうだったねという形のものを共同で、ないしはそれぞれで作れればと思っています。

記者 わかりました。

あと、別件で、先日、福島第一の中長期ロードマップの改訂があって、委員長もメンバーに入っていたと思うのですがけれども、全体について、所感といったらあれなのですけれども、ちょっとお聞かせいただけますか。

更田委員長 どうしても関心が集まるのは、これこれを始められるようになるまで何年であるとか、これこれを完了するまでに何年というところにどうしても関心が集まるのだけれども、1・2号機の排気筒の解体一つをとっても、そんなもくろみどおり進むわけではない。

いわんや、もっと先のことに関して言えば、時期に余り関心が寄せられることに対して、いかななものかなという思いはあって、というのは、私がこれは正しいと思って何度か申し上げているのは、今、東京電力福島第一原子力発電所が起因となって、周辺の方に避難をお願いしなければならないようなリスクはもう既にないと思っています。今、東京電力福島第一原子力発電所は、環境に対する影響に関しては、少し懸念はまだ残っているけれども、人の健康に対するリスクというのは極めて下がっていると思っています。

ただ、一方で、これからの作業で約束できること、特に時期について約束できることというのは決して多くないと思っていますのです。例えば、使用済燃料のプールからの取り出し、4号機は完了しました。3号機は今、取り組んでいます。2号機、1号機になると、もうオペフロの状態を見ただけでとても難しい。ただ、ようやくこうやろうという方向は見えてきた。

では、何年か先に使用済燃料を全部共用プールへおろす、ないしは乾式キャスクへおろすことになったときに、そこで次に直面する問題というのは、ALPS処理済水の処分と同じで、では、この燃料はどこへ行くのだということになるだろうと思う。

これは相手のあることであって、決して廃炉に取り組んでいる組織だけで考えることではなくて、それこそもっと大きな単位で考えなければならないものだから、時間に関しては、こんなことを言うと経済産業省やNDFに怒られるかもしれないけれども、やはり年限を置かないで作業が進められるものではないから置いているけれども、ただ、余りに年限の正確さに係る議論を今やることは、余り意味のあることではないとは思っています。

ただ、ロードマップでは規制委員会が出しているリスクマップが今回から参照される

形になって、というのは、何かというと、今後、より重要になってくるのは、作業安全の問題というのが重要になってくるということのあらわれだと思っています。

記者 その意味で、各論ですけれども、新たに1号機の使用済燃料取り出し方法として、全体を覆うという案が新たに出てきたと思うのですけれども、委員長としては、現案と新たな案とではどのように考えていらっしゃいますか。

更田委員長 あれも相当前からあったプランの一つではあって、1号機の上の階の部分の状況というのはとても難しいのですよ。やはり片づけてから3号機のようなカバーを設けてというやり方では、とても対処できないと。

ですから、外に高台のようなものを作って、全体を覆ってというのは一つの考えだろうと思いますし、2号機にしても、あの上階部分を一旦取っ払って3号機みたいな形をとろうと考えていましたけれども、それ自体が難しいので、今ある建屋は置いておいて、東西か、あるいは南北に穴をあけて、そこへはりを渡してやって、そのはりにすがって燃料を取り出すというようなことも考えていますけれども、この方式についてというのは、設計して、それこそまだ早いかな、これでいけるかなというのは、それぐらい1・2号機は危険があると言っているつもりではないのですけれども、作業者にとっては難しい現場ですね。とにかく線量が高い。

特に事故分析の席でも議論になっているけれども、2号機の上の部分というのは、何であそこまで線量が高いのだというのは高い関心を持っているところですし、このことが使用済燃料の取り出しにもかかわってきていて、1・2号機に関して言えば、これでいけると言えるところまでは、まだちょっとというのが率直な感想です。

記者 わかりました。ありがとうございます。

司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

では、最後、イワマさんで。

記者 2回目になってしまって済みません。

先月の女川原発の今後なのですけれども、女川原発の場合、パブコメの締め切りが今月27日になっていて、通常だとそこから1か月とか、1か月半とか、2か月ぐらいですかね、それぐらいでまとめて、委員会で正式決定をどうするかというのが話し合われるようなスケジュールになるのかなと思っているのですけれども、今年の場合は、27日に終わった後、すぐ年末年始に入ってという形になっていて、正式決定の時期はいつごろになるのかというのは地元の関心も高いというか、そういう問題ですけれども、何かスケジュール的に、今回、何か。

更田委員長 時期の見通しの御質問が多いですね。ですから、いつも答えにくいと申し上げているのですよ。おっしゃったように、女川2号機の意見募集は、本当に年末の押し迫ったところで締め切りになります。そして、年末年始を挟んで、もちろん年末年始中もある程度やりますけれども、意見募集の取りまとめとそれに対する考え方を作っ

ていくプロセスで、まさに今おっしゃっていたように、どのぐらいの数か、ないしはどういった御意見が寄せられるかにもよるのですけれども、1か月のケースもあれば、1か月半のケースもあれば、2か月のケースもあるというのは事実です。

今、私たち、しかも、御意見は締め切りぎりぎりに来るのが物すごく多いのです。早く出していただければ、作業ももう少しというところはあるのですけれども、意見のかなりの部分が締め切りぎりぎりに来るので、それから作業に入らなければならない。

だから、さらに言えば、年末年始を挟むのと、それから、IRRSミッションが、年を明けてほぼ1週間はこれに取りかかることになるので、2月の半ば以降ではないかなと思います。

記者 年末年始を挟むことで、スケジュール的に考慮されるようなことというのは何かあるのでしょうか。

更田委員長 そうでもないですけれども、余り年末年始もやっていますという、もうブラック企業そのものみたいなことになるので、なかなか申し上げにくいですが、そんなに年末年始を挟むことが全体のスケジュールに影響を与えるわけではありません。

記者 ありがとうございます。

司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -